

○宮城県防災会議条例

昭和三十七年十月十八日

宮城県条例第二十五号

改正 平成二四年一〇月一八日条例第六四号

宮城県防災会議条例をここに公布する。

宮城県防災会議条例

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、宮城県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、四十人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

(平二四条例六四・一部改正)

(幹事)

第三条 防災会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部

会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第六四号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成二十六年五月三十一日までの間に任命される宮城県防災会議の委員の任期は、改正後の宮城県防災会議条例第二条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

宮 城 県 防 災 会 議 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、宮城県防災会議条例（昭和37年宮城県条例第25号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、宮城県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- 2 防災会議の議長は、会長が務める。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときはあらかじめ会長に届け出なければならない。この場合において、委員は、その代理者を出席させることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により開催することができる。

(会長の職務代理)

第3条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第4項の規程による「あらかじめその指名する委員」は、副知事の担当事務に関する規程（平成18年宮城県訓令甲第22号）において、総務企画一般に関することを担当事務とすると定める副知事の職にある委員とする。

- 2 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、前項に定める委員が議長の職務を代理する。

(定足数)

第4条 会議は、委員現在数の半数を超える委員（代理者を含む。）の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は出席委員（代理者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、書面による開催の場合に準用する。

(会議録)

第5条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の大要
- (5) 議事の大要
- (6) その他会議において必要と認める事項

(部 会)

第6条 防災会議に置く部会の名称、数及び構成については、会長が防災会議にはかつて定める。

- 2 部会の招集は部会長が、会長の承認を得て第2条第1項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。
- 3 第2条第3項の規定は、病気その他の理由により部会に出席することができない委員について準用する。

第7条 部会の運営については、前条に定めるもののほか、防災会議の例に準じるものとする。

- 2 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、すみやかに関係部会に付議するものとする。
- 3 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議が終わったときは、すみやかに報告書に議事録を添え会長に提出するものとする。
- 4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第8条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、会長又はその代理者を議長として幹事会議を開催することができる。

- 2 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会長の承認を得て部会長又はその代理者を議長として関係の幹事会議を開催することができる。
- 3 幹事会議の運営については防災会議の例に準じるものとする。

(専決処分)

第9条 会長は、防災会議に属する事務のうち、次の各号に掲げるものについては、専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
 - (3) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
 - (4) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (5) 市町村防災会議に対し、緊急を要する必要な勧告又は指示をすること。
 - (6) 宮城県災害対策本部の設置について、知事に意見を具申すること。
 - (7) 市町村地域防災計画の作成又は修正について、知事に意見を具申すること。
 - (8) 指定地域市町村防災計画の作成又は修正について、知事に意見を具申すること。
 - (9) その他軽易な事項。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和37年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。